

交通切符処理規程

(最終改正：令和3年5月18日 和歌山県警察本部訓令第23号)

交通切符処理規程を次のように定める。

交通切符処理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「道路交通法等」という。）違反事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符」という。）による事件の処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交通切符の様式)

第2条 交通切符の様式は、別記様式第1号「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式」及び別記様式第2号「自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式」のとおりとし、別記様式第1号は、交通切符による手続（以下「交通切符制度」という。）が適用される道路交通法違反事件の処理に使用し、別記様式第2号は、交通切符制度が適用される自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の処理に使用するものとする。

(交通切符を適用する事件の範囲)

第3条 交通切符は、道路交通法等違反事件のうち、次の各号に該当するものを除いた事件に適用するものとする。

- (1) 人身事故を伴うもの
- (2) 交通反則通告制度の適用を受ける事件
- (3) 別表第1に掲げる事件
- (4) 日本語を解しない者の事件
- (5) 無免許運転、酒酔い運転、速度超過等の違反で特に悪質と認められる事件
- (6) 安全運転義務違反事件のうち、違反態様が複雑な事件
- (7) 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反のうち、第17条第1項、第2項第1号及び第3項並びに第18条の罪に係る部分
- (8) 身柄拘束事件、否認事件、その他交通切符を適用することが相当でないと認められる別に定める事件

(出頭指定事件の範囲等)

第4条 交通切符適用事件で警察、検察庁及び裁判所の三者即日処理方式による手続を受けさせる事件（以下「出頭指定事件」という。）は、和歌山区検察庁、妙寺区検察庁又は橋本区検察庁に送致すべき道路交通法違反の事件で、かつ、違反者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 橋本警察署、かつらぎ警察署、岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署又は海南警察署の管轄区域内に居住している者
- (2) 次のいずれかに該当する者（前号に規定する者を除く。）
 - ア 勤務地が前号に規定する警察署の管轄区域内にある者
 - イ 交通機関によりおおむね1時間以内に指定した交通警察官室に出頭できる者
 - ウ 三者即日処理方式による手続を希望する者

2 三者即日処理方式による手続を受けさせるための違反者を出頭させる場所（出頭指定

事件を処理する場所)は、別表第2の交通警察官室とする。

- 3 出頭指定事件について、取締り警察官から報告を受け、又は地域指導課長、交通指導課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長(以下「取締担当所属長」という。)から引継ぎを受けた警察署長は、出頭指定事件を処理させるための警察官を交通警察官室へ派遣するものとする。

(交通切符適用事件の引継ぎ)

- 第5条 取締担当所属長は、取締担当警察官から交通切符適用事件の報告を受けたときは交通切符の記載内容を点検し、当該事件の違反地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

別表第1

交通切符制度の適用を除外される違反事項

番号	違反事項	適用罰条
1	行列等の通行区分違反の罪	11・I、121・I(2)、11・II・III、121・I(3)
2	違法駐車車両に対する警察官等の命令に従わない罪	51・I、119・I(3)
3	警察官の行う危険防止の措置命令に従わない罪	61、119・I(4)
4	整備不良車両の運転禁止に違反する罪(下命者及び軽車両のみ)	62、119・I(5)、120・I(8の2)
5	車両の検査に関する警察官の停止等に従わない罪	63・I、119・I(6)
6	整備不良車両に対する警察官の措置命令等に従わない罪	63・II、119・I(7)
7	故障車両の標章を破損する等の罪	63・VII、121・I(9)
8	運行記録計を備えていないか、調整されていない車両の運転違反の罪(下命者のみ)	63の2・I、121・I(9の2)
9	運行記録計による記録保存義務違反の罪	63の2・II、121・I(9の2)

10	制動装置整備不良自転車の検査に関する警察官の停止等に従わない罪	63の10・I、120・I(8の3)
11	制動装置整備不良自転車に対する警察官の措置命令等に従わない罪	63の10・II、120・I(8の4)
12	無免許運転をすることとなるおそれがある者に対して車両等を提供する罪	64・II、117の2の2(2)
13	自動車等の運転者が運転免許を受けていないことを知りながら、自己を運送することを要求し、又は依頼して同乗する罪	64・III、117の3の2(1)
14	酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれがある者に対して車両を提供する罪	65・II、117の2(2)、117の2の2(4)
15	酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれがある者に対して酒類を提供する罪	65・III、117の2の2(5)、117の3の2(2)
16	自動車等の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送することを要求し、又は依頼して同乗する罪	65・IV、117の2の2(6)、117の3の2(3)
17	過労運転等の禁止違反の罪	66、117の2(3)、117の2の2(7)
18	車両等に対する警察官の停止に従わない罪	67・I、119・I(8)
19	警察官の呼気検査を拒み、妨げる罪	67・III、118の2
20	共同危険行為等の禁止違反の罪	68、117の3
21	交通事故の場合の措置違反の罪	72・I前段、117・I・II、117の5(1)
22	交通事故の場合の報告義務違反の罪	72・I後段、119・I(10)
23	交通事故の場合の運転者に対する命令違	72・II、120・I(11の2)

	反の罪	
24	交通事故の場合の運転者の行う措置等を妨げる罪	73、120・I(9)
25	安全運転管理者等の選任及び解任の義務違反の罪	74の3・I・IV・VI、120・I(11の3)
26	安全運転管理者等の選任及び解任の届出義務違反の罪	74の3・V、121・I(9の2)
27	自動車の使用者の義務違反の罪	75・I(1)、117の2の2(8)、75・I(2)(5)、118・I(4)、75・I(3)、117の2(4)、117の2の2(9)、75・I(4)、117の2(5)、117の2の2(10)、75・I(6)、118・I(5)、119・I(11)、75・I(7)、119の2・I(3)
28	自動車の使用制限命令違反の罪	75・II、119・I(12)
29	自動車運転禁止標章の破損等の罪	75・XI、121・I(9)
30	高速自動車国道における違法駐車車両に対する警察官等の命令に従わない罪	75の8・II、51・I、119・I(3)
31	信号機等をみだりに設置する罪	76・I、118・I(6)
32	信号機等の効用を害する工作物等を設置する罪	76・II、118・I(6)
33	道路上における物件放置の罪	76・III、119・I(12の4)
34	酒に酔って交通を妨害する程度にふらつく罪	76・IV(1)、120・I(9)
35	道路に寝そべる罪	76・IV(2)、120・I(9)
36	道路上に危険な物件を投げ又は発射する罪	76・IV(4)、120・I(9)

37	進行中の車両等から物件を投げる罪	76・IV(5)、120・I(9)
38	道路使用禁止（指定）行為違反の罪	76・IV(7)、120・I(9)
39	無許可道路使用（指定）の罪	77・I(4)、119・I(12の4)
40	道路使用の許可条件違反の罪	77・III・IV、119・I(13)
41	道路使用期間満了時等における道路の原状回復義務違反の罪	77・VII、120・I(13)
42	道路使用許可証の記載事項変更届出義務違反の罪	78・IV、121・I(9)
43	違法工作物等に対する措置命令違反の罪	81・I、119・I(14)
44	沿道の工作物等に関する危険防止措置命令に従わない罪	82・I、119・I(14)
45	運転免許証の提示義務違反の罪	95・II、120・I(9)
46	運転免許証の返納提出義務違反の罪	103の2・III、107・I、121・I(9)
47	国際運転免許証及び国外運転免許証に関する罪	107の5・IV・VI・IX、121・I(9)、107の10・I・II、121・I(9)
48	信号機等の損壊等により道路交通に危険を生じさせる罪	115
49	運転者の業務上過失建造物損壊の罪	116
50	運転免許証等の不正交付を受けた罪	117の2の2(11)
51	運転免許証等の譲渡、貸与の罪	120・I(15)
52	両罰規定を適用する罪	123

(別表2、別記様式省略)